

# 新宿区自治基本条例

---

## ハンドブック

---

新宿区

平成24年3月  
(令和6年3月改訂)



# Contents

## もくじ

|   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 今、なぜ自治基本条例なのか .....     | 2  |
| 2 | 新宿区自治基本条例のポイント .....    | 6  |
| 3 | 新宿区自治基本条例の内容とその説明 ..... | 9  |
| 4 | 新宿区自治基本条例制定の取組み .....   | 34 |
|   | (参考)新宿区自治基本条例条文 .....   | 40 |

# 1 今、なぜ自治基本条例なのか

## 1 自治基本条例って何？

自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、「新宿区」という単位で物事を考え決める場合に、区民・議会・区長（※ 執行機関）などまちづくりに関わるすべてのものがどのような役割を担い、またどのような方法でまちづくりを進めていくのかを定めた「自治の基本ルール」です。

新宿区ではあしかけ4年にわたって新宿区自治基本条例の制定に向けて取り組み、平成23年4月1日に条例が施行されました。

### 用語の解説

#### ※ 執行機関

区における執行機関は区長、その補助機関（副区長や職員）、また各委員会など（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員）と委員で構成されています。区長をトップにして区議会で決めたことに基づき実際に区の仕事を行う組織です。

各委員会と委員は独立した意思をもって業務を行っていますが、区長は全ての執行機関の総括的な代表でもあります。

また、区長だけは住民の選挙によって選ばれますが、他の執行職員は区長の任命によって決定します（副区長、教育委員、監査委員などの人事については区議会の同意も必要）。なお、新宿区自治基本条例では執行機関のことを「区の行政機関」という言葉で定義しています。

## 2 なぜ、自治基本条例が必要なの？

この条例は、新宿区の自治の基本理念を定めるとともに、自治の主役である区民の権利や責務、区議会、区長等の責務、区政運営の原則などの「自治の基本ルール」を定めるものです。

新宿区という区民に最も身近な自治体が自らの責任と権限により区政運営を行うとともに、区民・区議会・区長など自治の担い手がそれぞれの役割を果たすことで、誰もが「新宿区に住んで良かった」、「これからも住み続けたい」と思うようなまちづくりを目指すものです。

自治基本条例は、現在、既に200を超える<sup>注1</sup>自治体で制定されており、検討中の自治体も含めると、更に多くの自治体数になります。

(市区町村数：平成11年3月末日時点3,255、平成24年1月4日現在1,742)<sup>注2</sup>

このように自治基本条例づくりが広がっているのは何故でしょうか。いくつかの理由を考えてみると、次の3つのことが挙げられます。

注1 条例制定時の情報。令和5年4月現在400を超える自治体で制定。

注2 令和6年1月4日現在1,741

### ①「市民活動」の広がり

今、全国には4万を超える<sup>注3</sup>NPO法人が認証されており、新宿区に主たる事務所をもっている特定非営利活動法人（いわゆる、NPO法人）は750法人<sup>注4</sup>を超えています。また、法人格をとっていない活動団体はその数倍にのびります。

市民活動に参加する多くの方が、「人とつながりたい」、「何か社会の役に立ちたい」と考えています。

「住み良いまち」「安心して暮らせるまち」を求めて多くの方が活動するようになったことが考えられます。

注3 条例制定時の情報。令和5年12月現在5万を超えるNPO法人が認証。

注4 条例制定時の情報。令和6年2月現在650法人を超える。

### ②国や自治体の役割の変化

国も自治体も、住民ニーズの多様化や少子高齢化、扶助費の増大などによる財政状況の厳しさなどから、以前のように何でも引き受けるということではできなくなっています。赤ちゃんから高齢者まで、様々な区民ニーズのすべてに目を配り、そのすべてに対応することはできません。

そうだとすると、どうすれば自分たちのまちを住む人にとっても、訪れる人にとっても「より良いまち」にしていくことができるだろうか。

自分たちで考え、行動してみよう。そんな機運が少しずつ高まってきたことが考えられます。

### ③地方分権の進展

国の地方分権推進計画に基づき、関連する475本の法律を改正するため、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」いわゆる「地方分権一括法」が、平成12年から施行されました。

この法律により一番大きくかわった点として挙げられることは、※ 機関委任事務が廃止されたことです。このことによる自治体の大きなメリットとしては、条例制定権の範囲が拡大したことです。機関委任事務については、これまで条例制定ができないことになっていましたが、少なくとも自治事務については条例制定の対象になったことです。もう一つは、国による通達、通知が「技術的な助言」となり、法的な拘束力がなくなったことです。従来、国による通達は命令・訓令という性質をもち、自治体はそれに従う義務がありましたが、それが解除され、それぞれの自治体が地域特性に応じた工夫をすることができるようになりました。

このように地方分権改革により、国から地方へ権限や財源の移譲が進むことにより、基礎自治体として「自己決定」、「自己責任」に基づいた自治体運営が求められており、住民自治の拡充を図り、住民意思を十分に反映させるための仕組みづくりが求められるようになりました。

#### 用語の解説

#### ※ 機関委任事務の廃止

地方分権一括法の施行により、これまで中央集権型の行政システムの中核的部分を形づくってきた機関委任事務制度が廃止され、従来の機関委任事務は、国の直接執行事務とされたもの及び事務自体が廃止されたものを除いて、自治事務と法定受託事務という新たな事務区分に整理されました。

### 3 自治基本条例で何が変わるのか？

自治基本条例により私たちの生活が「激変」するわけではありません。しかし、自治の仕組みやまちづくりの基本原則を、条例という形で法的根拠をもたせることにより、区民、議会、区長等それぞれの役割や、仕組みなどが明らかになりました。

この条例で区民・議会・区の責務、区政運営の原則などの基本的なルールを定め、区民、議会及び区の役割を明確にすることにより自治を推進し、地域のもつ個性や資源を活かしながら、自らが考え、自分たちで責任をもって決めることのできる「区民主役のまちづくり」を確立することで、区民が幸せに暮らすことのできる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を創り出すことが可能となります。



## 2 新宿区自治基本条例のポイント

### 1 この条例でどのようなことが定められているのか

この条例では、自治の主役である区民の権利や、自治の担い手である区民、議会、区長（執行機関）のそれぞれの役割や責務を定めるとともに、区政運営の基本原則を明らかにしています。

また、区民の皆さんが自治・まちづくりに積極的に関るための制度や仕組みについても定めています。



区民の権利を守るための制度やより良いまちをつくっていくための自治体運営の仕組みなどを定めています

その他、国、他自治体等との関係、条例の見直し等について定めています

### 区政運営の原則（第5章）～子どもの権利等（第9章）

### 国、他の自治体等との連携及び協力等（第10章）

#### 区政運営の原則

区政を運営する上での6つの基本原則を定めています。 → P.26

- 1 財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立並びに、効果的かつ効率的な公共サービスの提供
- 2 区の基本構想に基づく総合的な計画
- 3 適切な財政状況の公表
- 4 組織相互間の連携、一体的組織の整備
- 5 区民意見の把握、区民の区政への参加及び協働の機会の提供
- 6 行政評価を実施とその結果の公表、区政運営への適切な反映

#### 国、他の自治体等との連携及び協力

国、他の自治体及び様々な関係機関との連携及び協力等について定めています

→ P.32

#### 情報公開及び個人情報の保護

区政に関する情報の情報公開及び区が保有する個人情報に関する情報の保護について定めています → P.27

#### 条例の見直し等（第11章）

#### 住民投票

住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民投票制度を設けることを定めています → P.30

#### 条例の見直し等

#### 地域自治

地域特性を踏まえた住民の自治を尊重しながら、更に個性豊かで魅力ある地域づくりを進めていくことを定めています → P.31

4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について検証を行い、必要な措置をとることを定めています → P.33

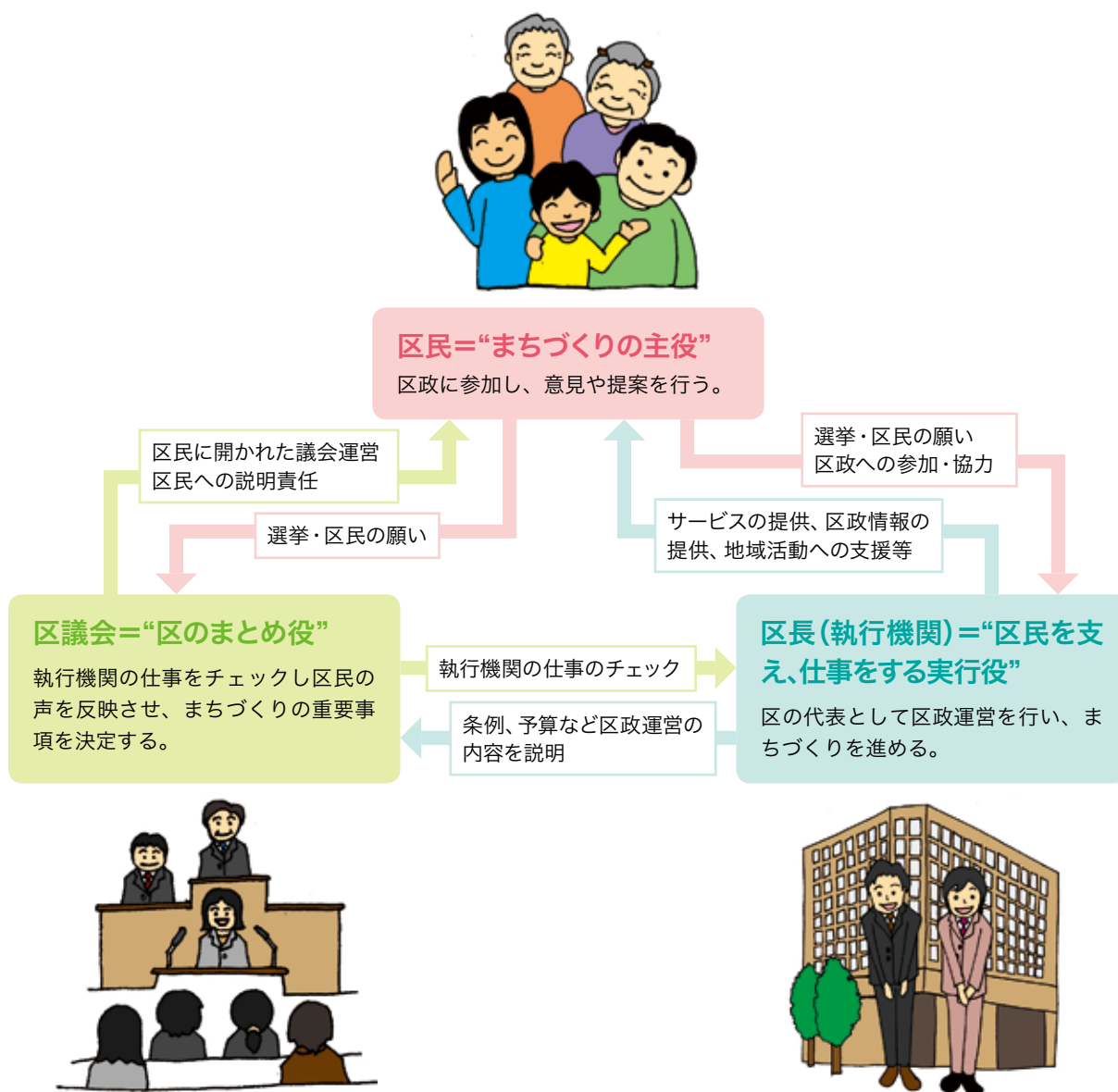
#### 子どもの権利等

子どもの意見を表明する権利及び健やかに育つ環境の保障について定めています → P.32

## 2 区民、議会、区長等の役割・関係

区民・区議会・区長など自治の担い手がそれぞれの役割を果たすことで、誰もが「新宿区に住んで良かった」、「これからも住み続けたい」と思うようなまちづくりを目指します。

### 区民、区議会、区長（執行機関）～それぞれの役割



### 3 新宿区自治基本条例の内容とその説明

新宿区自治基本条例は、前文と第1章の「総則」から第11章の「条例の見直し等」まで11の章と全25条の条文で構成されており、自治の基本理念や区民の権利と責務、区議会・区長等の責務、区政運営の原則など新宿区の自治の基本ルールを定めています。

#### 前 文

私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。

昭和22（1947）年に牛込、四谷、淀橋の3区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。

私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに暮らし、様々な目的を持った多くの人が集い、日々変貌<sup>ぼう</sup>を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています。

私たちの新宿区は、人々が営営として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴重な人材を輩出しています。

私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓く新しい文化の発信源として、進取の気風に富み、エネルギーに満ちたまちです。

こうした歴史的文化的遺産や地域の風土は、新宿区が持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです。

今、地域自治の時代を迎えようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です。

私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。

私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創り上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。

#### 説明

前文は、まちの歴史や条例制定の背景、自治の方向性や基本原理、制定にあたっての私たちの決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。前文作成にあたっては、全体的に、格調高く、わかりやすい文章に心がけ、「です・ます調」にしました。



#### TOPIC

### 新宿区の歴史・文化

江戸に幕府が開かれた慶長8年（1603年）の翌年に、日本橋を起点として五街道が定められました。東海道、中山道、日光街道、奥州街道、甲州街道で、各街道にはそれぞれ一定数の宿が置かれ、宿は伝馬を提供する義務が課せられていました。

甲州街道は日本橋から甲府に至る幹線で、甲府から中山道の下諏訪まで連絡していました。甲州街道は、日本橋から最初の宿場高井戸までの距離が長く、旅人が難儀していました。そこで、名主・高松喜六らの願いにより、その中間にあたる地に宿場の設置が認められました。この宿場は、内藤氏が幕府に返上した屋敷地に置かれたことと、新しい宿の意味から「内藤新宿」と呼ばれ、新宿の地名の起こりとなりました。

江戸時代の新宿は、江戸市街の近郊農村地帯に位置する宿場町で、現在の新宿御苑の北側に位置し、芝居小屋などが集まる行楽地として賑わいを見せていました。

明治初期の新宿は、江戸時代の近郊農村地帯の面影を残し、現在の新宿駅の周辺は茶畑や雑木林が広がっていました。



江戸城外堀周辺図



内藤新宿の街並み

### 江戸城外堀の開設 (1636年)

牛込・四谷を中心とした武家屋敷と寺町の造成 ⇒ 由緒ある町名や文化財

### 内藤新宿の開設 (1698年)

盛り場の創出 ⇒ 甲州街道の宿町、江戸四宿のひとつ

行楽地・名所の創出 ⇒ 玉川上水堤の桜、太宗寺、正受院

近世文芸の興隆 ⇒ 狂歌・戯文学の勃興と文人墨客の交流

### 鉄道の開通と新宿停車場の開業 (1885年)

日本鉄道（現山手線）新宿停車場開業、続いて甲武鉄道  
（現中央線）も開通 ⇒ ターミナル駅「新宿」の形成

### 盛り場の発展と新宿文化の開花

新宿大通り・神楽坂の発展と大衆文化の興隆 ⇒ 映画・演劇・寄席・音楽・飲食・風俗

### 戦後復興と新たな盛り場の創出

駅前の復興と歌舞伎町の開発 ⇒ 新宿文化の復活とアングラ文化の萌芽

## 文豪夏目漱石をはじめ、幾多の貴重な人材を輩出

新宿区は、夏目漱石が生まれ育ち、その生涯を閉じたまちです。晩年の9年間を過ごした早稲田南町の家では、作家として本格的な執筆活動を開始し、数々の名作を世に送り出しました。この家は「漱石山房」と呼ばれ、今でも人々の記憶に刻まれています。新宿区は、夏目漱石生誕150周年にあたる平成29年9月24日、「新宿区立漱石山房記念館」を開館しました。



夏目漱石 (1867～1916)

## 新宿区の人口特性

- **新宿区の総人口 349,226人** (令和6年1月1日現在)  
日本人 305,329人 外国人 43,897人 (12.6%)

- **総人口の1割を占める外国人**  
中国 17,240人 ベトナム 2,474人  
韓国 9,021人 ミャンマー 2,375人 など  
ネパール 3,183人

- **平成13年以降**

|     | 平成13年    | 平成23年    | 令和3年     | 令和6年     |
|-----|----------|----------|----------|----------|
| 総人口 | 288,661人 | 319,624人 | 345,231人 | 349,226人 |
| 日本人 | 264,512人 | 283,819人 | 307,404人 | 305,329人 |
| 外国人 | 24,149人  | 35,805人  | 37,827人  | 43,897人  |

(各年1月1日現在)

- **人口動態 毎年約4万人から約5万人が転入・転出**

- **1世帯あたり家族数1.54人**

- **少子高齢化** 高齢者人口 (65歳以上) 66,853人 (19.1%)  
年少人口 (15歳未満) 30,167人 (8.6%)

## 多くの人が働き・集うまち



- **区の人口 349,226人**  
(令和6年1月1日現在 総人口)
- **昼間人口 793,528人**  
(令和2年10月1日現在 令和2年国勢調査)
- **新宿駅一日平均乗降者数 2,948,300人**  
(令和4年度実績 西武新宿駅含む)

- **事業所数 33,313所**
- **従業者数 718,620人**

(令和3年6月1日現在  
令和3年経済センサス-活動調査報告)



## 第 1 章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則並びに区民、新宿区議会（以下「議会」という。）及び新宿区長（以下「区長」という。）の責務等について定め、もって新宿区（以下「区」という。）の更なる自治の実現を図ることを目的とする。

### 説明

ここでは、新宿区自治基本条例の目的について規定しています。

新宿区は、多くの人々が住み、働き、学び、活動しています。そうした多くの人々が地域に愛着をもち、地域をより良くするためには何が必要かを考え、その実現に向けて、区民が主体的にまちづくりに関わっていくことが、これからの新宿区の自治にとって、とても大切なことです。

「地域のことを誰が、どうやって決めるのか」ということについて、新宿区の自治の基本理念に基づいて、区政運営の原則及び区民、議会、区長の責務等を定め、新宿区の更なる自治の実現を図ることを目的としています。

自治の基本理念については、この条例ではじめて定めるものではなく、もともとある理念を区民の総意として、この条例で確認するものです。

そして、「自治の実現を図る」ため常に基本理念に照らし、原則と役割などを踏まえて、基本理念の達成に向けて、これからも真摯に取り組む新宿区の自治の姿勢をこの条例の「目的」の表現に込めています。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう。
- (2) 公共サービス 公共サービス基本法（平成21年法律第40号）第2条に規定する公共サービスをいう。
- (3) 区の行政機関 区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会及び新宿区監査委員をいう。
- (4) 職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職にある者及び同条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）で区に勤務するもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員で区に勤務するもの

## 説明

## 「区民」について

新宿区の自治や地域の課題解決のためには、新宿区に住所を有する住民が中心であることはもちろんですが、新宿区に関わる様々な主体が担い手となることが欠かせません。

このことは、住民だけでなく、新宿区で働く人や学ぶ人、活動する人も地域の発展や住民福祉の向上などの様々な場面で、積極的に地域に関わり、新宿区の自治に協力していくということです。また、事業者や公益活動を行うNPO法人、法人格のないボランティア団体などについても同様のことを考えました。

本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、本条例における区民の定義は、まず、住所を有する者である住民、更に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体としました。

## 「公共サービス」について

平成21年に「公共サービス基本法」が施行されました。この法律は、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すものです。交通、福祉、教育など、欠かせない公共サービスはどうあるべきなのかの基本を定めるのが、この法律です。

ここで言う公共サービスは、国や地方公共団体による金銭やサービスの給付、規制、監督、助成、広報など、公共の利益を増やすための様々なことが含まれています。

### 「区の行政機関」について

地方自治法で規定されている「執行機関」を指し、その担当する行政事務の管理及び執行に関し、決定権をもち、行政を有効に遂行することのできる機関のことをいいます。区の代表者である区長と、区長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する委員会及び委員のことを指します。

#### (基本理念)

第3条 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にする区政を行う。

2 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。

3 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。

#### 説明

まず、新宿区の自治を進めていく上での大前提として、人権を尊重し、一人ひとりを大切にする区政を行うということを掲げました。

また、自治は、区民の自由な意思に基づいて、区民自らが検討し、決定し、進めていくものであることから、区民が主役の自治の実現を図ることを掲げるとともに、区民は自治の担い手として地域の課題を解決するということを掲げました。

更に、区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、他から干渉されることなく、区民の意思に基づいて自治を行うことから、確立した自治権をもち、区民自治を基本に区政を推進するということを掲げました。

#### (条例の位置付け)

第4条 区は、この条例を区における最高規範とし、他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例との整合性を図るものとする。

#### 説明

この条例は新宿区自治基本条例を新宿区の最高規範として位置付けています。

最高規範であるゆえんは、憲法が我が国の統治の基本を定めたものであることと同様に、本条例が新宿区の自治の基本を定めたものであり、いわば、「わがまちの憲法」であるということをここで規定したものです。

## 第2章 区民

### (区民の権利)

第5条 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。

- 2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。
- 3 区民は、区政に参加する権利を有する。
- 4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

### 説明

区民の権利として4つの権利を規定しました。

「区政に関する情報を知る権利」は、単に区政に関する情報を受けとるだけでなく、自ら区政に関する情報の提供を求めたり、内容の理解を深めたりすることができる権利をいいます。

「公共サービスを受ける権利」は、地方自治法第10条第2項で保障されている権利を含め、公共サービスを受ける権利を包括的に規定しています。

ここでは、一般的に用いられている「行政サービス」ではなく、より広い概念として公共サービス基本法で定義されている「公共サービス」という用語を用いることとしました。

「区政に参加する権利」は、政策などの立案、事業の実施、その評価などの様々な過程において意見を述べたり、事業の担い手として、また、受け手として参加するなど、多様な方法による区民の参加を保障するものです。

「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」は、地域自治を推進していく上で、生涯にわたって学習することが必要であるとの考えから、区民の権利として盛り込みました。

「生涯にわたり学ぶ」とは、「理解する」、「情報を共有する」、「政策を提言する」の前提としての意味合いを含んでいます。学ぶことの重要性、それこそが自治の担い手としての区民にとって、生涯にわたって必要な権利であるという認識から「学ぶ権利」について規定したものです。



## これまで、区で行っている区民参加の手法

### (1) 区民討議会

多様な区民の意見を聴くための一つの手法で、住民基本台帳などから無作為に抽出した方々を対象に参加依頼を行い、参加の受諾をしていただいた方に特定のテーマについてグループ討議などを通して区民からのご意見をいただくものです。この手法は、日頃、区政に参加する機会が少ない区民の皆さんからのご意見を聴くためのもので、一般的に市民討議会などと呼ばれています。

### (2) 区民会議等

公募などにより、直接、会議に加わって、参加する区民の皆さん自身で会議を運営し、区の重要な計画や条例の素案などを作成する際に用いられる方法です。

これは、区民の皆さん自らが課題解決に向けて具体的に行動することが必要な施策を検討するときなどに、より多くの区民の参加を得ながら実施するものです。

### (3) 審議会等

区の政策を審議する審議会や委員会に出席して、区民委員として意見や要望などを発言する方法です。これにより、政策などの策定段階から幅広く区民の皆さんからのご意見を反映させることができます。

### (4) 公聴会・説明会・シンポジウム等

公聴会などの公開の場で、意見を述べたり、交換したりすることができる方法です。

内容によっては地域ごとに開催するなど、多くの方が参加できる場を設定し、ご意見を伺うものです。

### (5) アンケート調査など

無作為に抽出された区民の方などが、区が行うアンケート調査などに回答する方法です。これは、区民の皆さんの意識や実態を広く把握する必要があるときに実施します。

また、事業の内容によっては区民の皆さんが活躍している場などに職員が直接出向き、聞き取りを行うヒアリング調査を行う場合もあります。

### (6) パブリック・コメント（意見公募制度）

区が作成する重要な計画・条例案などに対して、意見や要望を提出する方法です。

これにより、重要な政策を決定するまでの過程の透明性も高まるものです。また、検討した結果内容は公開され、様々な意見に対する区の考え方も確認できます。新宿区では、平成14年7月1日から実施しています。

## 区民参加等に関する制度

### パブリック・コメント制度とは

区民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定するときに、事前に案を公表し、区民の皆さんからご意見をいただき、考慮して決定するとともに、寄せられたご意見とそれに対する区の考え方を公表する制度です。

新宿区では、従来から、区の情報を積極的に提供するとともに、様々な方法で、区民の皆さんのご意見を聴いてまいりました。

しかしながら、新宿区の特性を生かした区政運営を行っていくためには、施策等の決定の前に、案を公表してお知らせし、情報の共有を図るとともに、区民の皆さんのご意見等をいただき、寄せられたご意見等を考慮して、施策等を決定していくことが重要です。

そのため、規則を制定し、区の統一的なルールとして、パブリック・コメント制度を実施することとしました。

これにより、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民参加をより実質的なものとしていきます。更に、区民にとって区政がより身近で分かりやすいものとし、区と区民との協働による開かれた区政を推進してまいります。



### ふれあいトーク宅配便（区職員を地域に派遣）

暮らしに役立つ情報から専門的課題まで、新宿区職員が知識を活かした話を区民の皆さんにお届けする制度です。

区職員が地域や区民の皆さんのもとへ出向き、行政の仕組みや職員の専門的知識を生かした話などをお届けします。講座には、暮らしの身近な問題から専門的な話まで、バラエティー豊かな内容を用意しています。PTA、町会、高齢者クラブ、地域で活動する団体、学習グループ、学校の授業などで、ご利用ください。講座メニューは、生涯学習スポーツ課・特別出張所などの窓口でも配布しています。



(区民の責務)

第6条 区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。

**説明**

新宿区は国内外から様々な目的をもった人が集うまちであり、ともに暮らすまちです。

区民は、この地（区内）にともに生きるものとして、お互いに個人の自由と人格を尊重することが大切なことは当然なことと誰もが考えていることと思います。

更に、もう一方で地域社会との協調を図り、良好な地域社会を創出することも重要なことであるという主旨を区民の責務として盛り込みました。

### 第3章 議会等

(議会の設置)

第7条 区に区民の代表機関として、議会を置く。

**説明**

議会を置くことは、地方自治法に定められていることですが、本条は区民の代表機関として議会を置くことを規定しています。

ここでいう「区民の代表機関」ということについてですが、区議会議員は選挙権を有する新宿区の住民によって選挙で選ばれています。しかし、議会の機関としての権能を考えた場合、新宿区という区域内においてその効果は有権者又は住民に限定されるものではありません。

新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、新宿区に関わる様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体が、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わっていくことが重要です。

本条例は自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて代表権を包括的なものと捉えて、住民に限定せず、区民の代表機関として議会を置きました。

## (議会の責務)

第8条 議会は、区民の代表機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視するものとする。

2 議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会活動の活性化に努めるものとする。

3 議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、その説明責任を果たすものとする。

## 説明

地方自治制度では、住民は首長と議員を直接選挙で選ぶことから、首長と議会という二元的な代表をもちます。

議会は区民の代表機関として区長と対等の関係で、自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、行政運営を調査、監視することを責務として規定しています。

また、議会は、自治体の立法機関として政策立案、政策提言を行い、自治体の立法機関であることを高らかに謳うとともに、政策立案、政策提言により、更に議会の活性化に努めることを責務として規定しています。

更に、議会は、個々の議員としてだけでなく、議会全体として議会活動に関する情報を区民と共有し、説明責任を果たすことを責務として規定しています。

(議員の責務)

第9条 議会の議員(以下「議員」という。)は、区民の代表としてその権限及び責任を自覚して行動するものとする。

2 議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする。

説明

区民の代表として権限と責任を自覚して行動することを自治基本条例として規定しています。

また、議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正公平な議会活動を行うことを規定しています。



TOPIC

## 新宿区議会議員政治倫理条例

新宿区議会は、区民から信頼される議会を目指し、平成17年第2回定例会で、議員提出議案として「新宿区議会議員政治倫理条例」を全会一致で可決し、同年12月1日から施行しました。

### 新宿区議会議員政治倫理条例(前文)

地方分権が進行する中で、新宿区議会は、区民から信頼される議会を目指して、そのあり方を検討し、実際に多くの改革を実行してきた。

今日、議会が、地方分権と区民参画の流れに対応し、区民からの一層の信頼を得るためには、議員と区民が選挙で成立した負託関係を日常的に履行する仕組みが求められている。すなわち、一方において、議員が明確な基準のもとで誇りをもって区政を担いつつ説明責任を果たし、他方において、区民は、議員を信頼し、必要な場合に議員の活動について説明を求めることができる仕組みを創設することが必要である。

ここに新宿区議会は、議会の総意をもって、政治倫理条例を発議する。

## 第4章 区長等

### （区長の設置）

第10条 区に区の代表として、区長を置く。

#### 説明

区長の設置は議会の設置と同様に、地方自治法に定められていることですが、区の代表として区長を置くことを規定しています。

### （区長の責務）

第11条 区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うものとする。

#### 説明

区長の責務として、区長は、選出された結果として、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うということを規定しています。

### （区の行政機関の責務）

第12条 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。

2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。

#### 説明

区の行政機関は、都や国の行政機関に比べて、区民に最も身近な行政機関として、このことをしっかりと認識した上で、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもと職務を執行するということを規定しています。

また、説明責任、情報共有の方法として、区民が区政の動きを的確に把握し、判断していくために各種の情報は「分かりやすく」提供されてこそ意味があるということを規定しています。

(職員の責務)

第13条 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。

2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

説明

まず、職員は、新宿区を愛するという気持ちを土台に、区民の目線で、区民の視点に立って、自治の実現に努めるということを責務として規定しています。

次に、職員は、最も身近な地方政府の一員であるということの自覚を、改めて促すとともに、当然のことではありますが、法令の遵守と公平公正に職務を執行することを常に意識しなければならないことを責務として規定しています。特に、公益保護及び職員の行動規準と責務の遵守をその代表的なものとして掲げました。

更に、職員は、その職務遂行にあたって、知識の取得や技能の向上に努め、職員自身の能力を開発していくことを責務として規定しています。



TOPIC

新宿区公益保護のための通報に関する条例および新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例について

区は、公務の公正な遂行と区民の皆さんの公務に対する信頼を確保し、区の更なる健全な発展を目指すため、公益を保護していく仕組みとして「新宿区公益保護のための通報に関する条例」を、職員等の規範となる行動規準として「新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例」を制定しています。(平成18年9月1日施行)

新宿区公益保護のための通報に関する条例

区が行う事務は、法令・条例等の規律に基づいて、適正に行われるものであることは当然です。しかし、万が一規律に違反して区の事務が行われたときは、発生した被害を最小限に抑え、早急に是正していくことが区の公益を保護する上で重要です。

そこで、区では、法令・条例等に違反し区の公益を害する事実についての通報を、第三者機関である「新宿区公益保護委員」が受け付けて是正していく「公益保護のための通報の仕組み」を創設しました。区の職員のみならず区民の皆さんや区の事務を請け負っている業者の方も通報できるようにしました。

## 新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例

この条例では区長を含めたすべての職員は、公正に職務を遂行するため、次に掲げる事項をその行動規準としました。

### 【職員の公正な職務遂行のための行動規準】

#### 1 法令遵守

法令、条例、規則その他の規程を遵守し、誠実かつ公正に職務に取り組みます。

#### 2 説明責任

区政の透明性の確保に努め、区の諸活動に関し区民に説明する責務を十分に果たします。

#### 3 全体の奉仕者の自覚

全体の奉仕者であることを常に自覚し、区民への不当な差別的取扱いをすることなく、区民全体の福祉の増進に努めます。

#### 4 私的利益追求の禁止

公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利益のために用いません。

#### 5 信用失墜行為の禁止

自らの言動が公務に対する区民の信頼に影響を及ぼすことを認識し、常に良識ある行動をとります。

## 新宿区職員の服務の宣誓に関する条例

新宿区自治基本条例の制定にともない、「新宿区職員の服務の宣誓に関する条例」の一部改正を行い、平成23年4月1日から宣誓書に新宿区自治基本条例を遵守する旨が追記されました。

（教育公務員以外の職員の場合）

### 【宣誓書】

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護するとともに、新宿区自治基本条例を遵守することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名 印

## 第5章 区政運営の原則

### （区政運営の原則）

第14条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。

2 区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。

3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。

4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。

5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。

6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

### 説明

まず、第1項から第3項では、機関としての区長の、公共サービスの提供及び財政状況の公表に関することについて規定しています。

1 持続可能で健全な財政基盤を確保し、公正・公平な視点に立ち効果的、効率的に行うこと

2 基本構想に基づき、その実現のため総合的な計画を定めること

3 財政状況に関する説明責任を果たすため適切な方法で区の財政状況を公表すること

の3つの原則を規定しています。

次に、第4項から第6項では、区の行政機関の、区政運営に関することについて規定しました。

4 区民ニーズ（行政需要、行政課題など）に対応し、区の行政機関の役割と責務を実現するため、組織の整備、編成について、相互の連携を図り、一体的、総合的な機能を発揮するように整備すること

5 「区政に参加する権利」を受けて、区民の区政に参加する機会と、区民と区の行政機関が、共通の目的を実現するためお互いを理解し、認め合い、それぞれの役割と責任において連携し、協力し合う機会（協働の機会）を提供すること

6 行政評価を実施し、その結果を公表することと、その行政評価の結果を区政へ適切に反映すること

の3つの原則を規定しています。

## 第 6 章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第 15 条 区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

### 説明

「情報なければ、参加なし」と言われるように、今後、更に、区民の区政への参加や地域自治を推進していくためには、「情報」の取扱いが極めて大切です。

ここでは、区民が「区政に参加する権利」の前提として、区の行政機関と議会に対して、区民の知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開することにより、区民と情報共有することを規定しています。

なお、情報公開に関し、より詳細な規定については「新宿区情報公開条例」等で定められています。



## TOPIC

### 新宿区の情報公開制度

新宿区における情報公開制度は、区の実施機関が保有する情報を区民等へ提供するすべての施策であり、下表のとおり、義務的な情報公開のみならず、任意的な情報提供等を含むものです。

| 情報公開制度 |              |                                                                               |                                                        |
|--------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
|        | 請求の有無        | 義務的なもの                                                                        | 任意的なもの                                                 |
| 情報公開制度 | 区民の請求によるもの   | 情報公開<br>新宿区情報公開条例の公文書公開請求権による閲覧等                                              | 情報提供<br>区の施設や窓口における情報提供<br>(区民からの問合せによる資料の提供や電話等での対応等) |
|        | 区民の請求によらないもの | 情報公表<br>法令等に基づく義務的な情報の公表<br>(地方自治法第243条の3等による地方財政状況の公表、情報公開条例第19条による運用状況の公表等) | 情報提供<br>自主的な情報の提供<br>(広報紙の発行、行政資料の発行、ホームページへの行政情報の掲載等) |

新宿区情報公開条例では「義務的な情報公開」に関する規定を中心としながらも、「情報公表・情報提供」の積極的推進について区に努力義務を課しました。

「義務的な情報公開」は行政機関が保有する情報を、区民等からの請求に応じて公開することを行政機関等に義務付ける制度で、情報公開を推進する上で重要な位置を占めるものです。

#### (個人情報保護)

第16条 区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

#### 説明

情報の提供や公開を積極的に行う中で、区の行政機関は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、議会は、「新宿区議会の個人情報の保護に関する条例」等に基づき、個人情報の収集、保管、

利用にあたり、個人情報を保護しなくてはなりません。また、個人情報保護とその利用は対立すべきものではなく、調和すべきものです。

ここでは、区の行政機関及び議会に対して、その保有する個人情報の保護と、適切に管理することを規定しています。



## TOPIC

## 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための施策をいいます。

令和3年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」の規定により、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)」が改正されました。

本改正に伴い、令和5年4月1日からは、地方公共団体の機関においても法が直接適用され、法の規定に基づく全国的な共通ルールに従った適切な個人情報保護制度の整備が必要となりました。

こうしたことから、新宿区では令和5年3月31日をもって「新宿区個人情報保護条例」を廃止し、法の施行に必要な事項を定める「新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例」(令和5年4月1日施行)を制定することで、適切に個人情報保護制度を運営しています。

なお、議会については、法の適用の範囲から除かれるため、「新宿区議会の個人情報の保護に関する条例」を制定しています。

## 第7章 住民投票

### （住民投票）

第17条 区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための投票制度（以下「住民投票」という。）を設ける。

2 住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものとする。

#### 説明

住民投票制度は、住民の意思を区政に直接反映するための仕組みです。

まず、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民投票制度を設けることを規定しています。ここでは、いわゆる常設型の制度とすることを規定しています。

次に、住民投票の投票権者は、年齢満18年以上の住民のうち別に条例で定めるものとししました。

### （住民投票の実施）

第18条 住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。

(1) 前条第1項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。

(2) 前条第1項に規定する事項について、議員の定数の12分の1以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

#### 説明

まず、区内に住所を有する年齢満18年以上の者から、その総数の5分の1以上の者の連署をもって請求があった時には、住民投票を実施することを規定しています。

なお、区内に住所を有する年齢満18年以上の者の具体的な要件については別に条例で定めることとししました。

次に、議員の定数の12分の1以上の発議がなされ、議会が議決した場合には、住民投票を実施

することを規定しています。これは地方自治法第112条で規定する議員の議案提出権に沿った内容となっています。

更に、区長自らも住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民の意思を問う必要があるときは、住民投票を実施できることを規定しています。

(住民投票の実施の結果の尊重)

第19条 区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

説明

ここでは、区は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを明記しました。

(条例への委任)

第20条 前3条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

説明

住民投票の実施に関して必要な事項は、区民・議会・区の三者で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めることを規定しています。

## 第8章 地域自治

(地域自治)

第21条 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。

- 2 区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。
- 4 地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。

#### 説明

地域自治について、4つ規定しました。

- 1 地域自治は、地域特性を踏まえた住民の自治を尊重しながら、更に個性豊かで魅力ある地域づくりを、区民が参加できる仕組みの中で進めていくことを規定しています。
- 2 区の行政機関は第1項の地域自治の推進に関して必要な措置を講ずることを規定しています。
- 3 第1項の地域づくり（地域自治）を行う主体は区民であり、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができるということを規定しています。
- 4 地域区分や地域自治組織に関する詳細な規定については、区民・議会・区の三者で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めることを規定しています。

## 第9章 子どもの権利等

（子どもの権利等）

第22条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

#### 説明

子どもは、社会の一員として自らに係る区政の問題について、それぞれの年齢に応じた形で意見を表明する権利を有し、健やかに育つ（心身の成長、教育等）ための環境が保障されていることを規定しています。

## 第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等

（国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力）

第23条 区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

## 説明

区は、医療や福祉、環境などの様々な分野で広域的又は共通の課題を解決するために、国、東京都、他の自治体や病院、大学、NPO法人などの様々な関係機関と対等な立場で連携を図り、課題解決に向けて相互に協力して取り組むということを規定しています。

## (国際社会との関係)

第24条 区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

## 説明

新宿区は、国内外の様々な人が住み、働き、学ぶまちであり、また、観光などでも多くの人が訪れるまちです。本条では、こうした国際都市としての自覚をもって、国際社会との相互理解及び協調に努めることを規定しています。

## 第11章 条例の見直し等

## (条例の見直し等)

第25条 区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

## 説明

この条例は新宿区の最高規範であるとともに、本条例の基本理念に照らして社会の変化に対応するため常に進化する条例です。自治のあり方は、関連する諸制度や、社会経済情勢の変化などに対応していかなければなりません。そうしたことから、区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度を区民・議会とともに検証し、必要な措置を講ずることを規定しています。

## 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

この条例の規定の効力を発動させる施行日を定めています

## 4 新宿区自治基本条例制定の取組み

### 1 基本構想等と自治基本条例

新宿区は、平成19年12月に新しい基本構想を策定しました。

#### 新宿区の基本構想

##### 3つの基本理念

- ・ 区民が主役の自治を創ります。
- ・ 一人ひとりを人として大切に社会を築きます。
- ・ 次の世代が夢と希望をもてる社会をめざします。

##### おおむね20年後にめざすまちの姿

「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

※ 「新宿力」とは、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創り上げたい」という《自治の力》を象徴的に表したものです。

基本構想を受け、総合計画で「これからの新宿区におけるまちづくりの基本ルールである（仮称）自治基本条例を区民、議会及び区が一体となって制定します。」とし、第一次実行計画（平成20年度から23年度までの4年間の事業計画）の中で、平成21年度を目途に自治基本条例の制定を目指すことが明記されました。

こうして、新宿区における自治の基本理念・基本原則を明らかにするための、自治基本条例制定に向け取組みがはじまりました。

### 2 区長と区議会議長による協議

自治基本条例の制定に当たっては、新宿らしい自治のあり方を見据え、区民、区議会及び執行機関が一体となって取り組むことが重要であるとの認識のもと、平成19年10月19日、区長より議長に次の事項について協議を申し入れました。

- (1) 基本条例の制定に当たっては、区民、区議会及び執行機関が一体となり取り組むものとする。当面は、区議会及び執行機関の二者間で基本条例制定に向けての大枠の考え方や課題及び論点等を整理するものとする。
- (2) このため、区議会及び執行機関は、相互に情報交換及び意見交換を行う場として、（仮称）自治基本条例検討連絡会議（以下、「検討連絡会議」という。）を共同意思により設置するものとする。
- (3) 検討連絡会議は、区議会議員若干名、区職員若干名及び学識経験者1名で構成するものとする。
- (4) 検討連絡会議に係る費用の負担その他具体的な運営方法について定めるものとする。
- (5) 区議会と執行機関は、検討連絡会議における情報交換及び意見交換の内容を踏まえた基本条例の制定に向け、それぞれの検討体制を整備するものとする。
- (6) 基本条例の制定過程における区民参画のあり方については、検討連絡会議発足後、別途検討するものとする。
- (7) その他基本条例制定に向けた区議会及び執行機関の一体的取組みに関し必要な事項については、適宜協議をして決定するものとする。

区長と区議会議長の協議の結果、平成19年11月2日付けで上記の内容を盛り込んだ協議書を取り交わし具体的な検討が始まりました。

## 3

協議書では、「自治基本条例の制定に当たっては、新宿における自治のあり方を目指し、区民、区議会及び執行機関が一体となって取り組むものとする。なお、当面は、区議会及び執行機関の間で基本条例制定に向けての大枠の考え方や課題及び論点等を整理する」と定めました。

これを受け、検討連絡会議は設けられました。

座長(学識経験委員)は、公益財団法人地方自治総合研究所の辻山幸宣(つじやま たかのぶ)氏に委嘱しました。

## ●検討連絡会議の役割

区議会及び執行機関は、相互に情報交換及び意見交換を行う場として、検討連絡会議を共同で設置する。

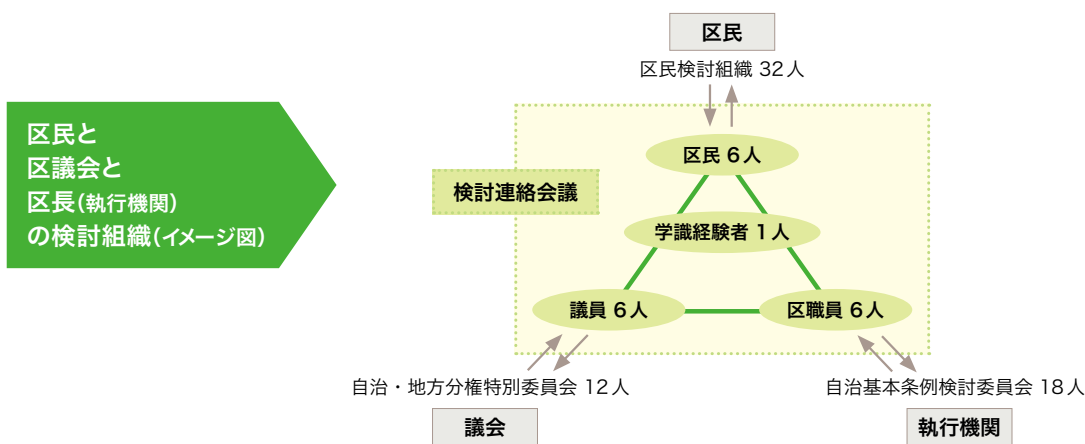
## ●検討連絡会議の構成

第1回会議（平成19年11月12日）から第11回会議（平成20年12月16日）まで

**全13名**      区議会議長及び区長が委嘱した学識経験者    1人                      (学識経験委員)  
                  区議会議長が選任した区議会議員    6人                      (区議会委員)  
                  区長が選任した区職員    6人                      (区職員委員)  
                  座長は学識経験委員とし、副座長は区議会委員及び区職員委員それぞれ1人とする。

第12回会議(平成21年2月6日)以降

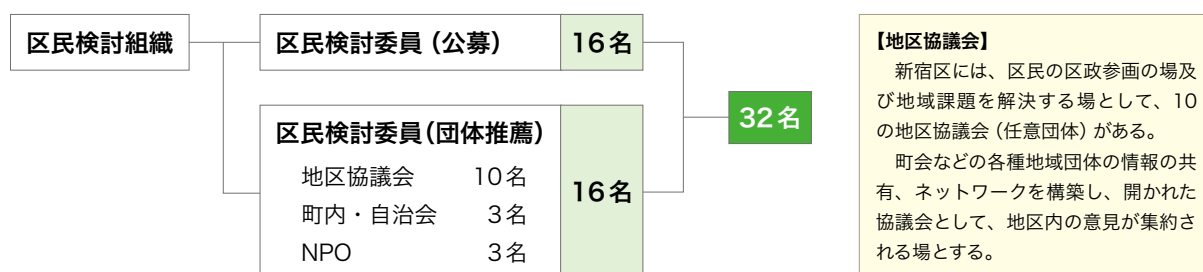
**全19名**      区議会議長及び区長が委嘱した学識経験者    1人      (学識経験委員)  
                  区議会議長が選任した区議会議員    6人      (区議会委員)  
                  区長が選任した区職員    6人      (区職員委員)  
                  新宿区自治基本条例区民検討会議の代表    6人      (区民代表委員)  
                  座長は学識経験委員とし、副座長は区議会委員、区職員委員及び区民代表委員、それぞれ1人とする。



#### 検討連絡会議年度別会議開催数

| 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 合計  |
|------|------|------|------|-----|
| 5回   | 7回   | 16回  | 16回  | 44回 |

## 4 区民検討組織（区民検討会議）



○協議書に基づき、議会と執行機関で新たな協議書を取り交わし、「（仮称）新宿区自治基本条例区民検討会議」（以下、区民検討会議という。）を平成20年7月22日に設置しました。

なお、区民検討会議は平成21年1月22日に自らの名称を「新宿区自治基本条例区民検討会議」と定めました。

○また、この新たな協議書により、区民検討会議から代表6名が検討連絡会議に参加することを規定しました。

○区民検討会議の検討の進め方は以下のとおりです。

#### ①区民検討会議の運営

区民検討会議の運営方法は区民検討会議が決定する。

また、検討連絡会議委員がオブザーバーとして随時参加し、必要に応じて情報の提供などを行う。

（実質、オブザーバーの参加は検討連絡会議へ区民代表委員が参加するまで）

#### ②学識経験者・ファシリテータの設置

区民検討会議の効果的・効率的運営を図るため、学識経験者（公益財団法人地方自治総合研究所の辻山幸宣氏・明治大学政治経済学部教授牛山久仁彦氏）及びファシリテータ（進行役）を置く。

ファシリテータは、学識経験者のレクチャーの際のサポート、ワークショップにおける各班の進行管理及び調整、班発表の取りまとめのサポートなどを行うとともに、区民検討会議の議事録の取りまとめ、資料作成などを担う。

#### ③区民検討会議の検討テーマ

テーマの設定については、他の自治体事例などを参考にしながら例示し、それをもとに区民検討会議が自ら設定する。

#### ④テーマの検討方法

ひとつのテーマにおける検討は、3つの段階で構成し、「①学習→②ワークショップ→③まとめ」という形で進めていく方法による。

#### ⑤区民検討会議の事務局

区民検討会議の事務局は総合政策部企画政策課及び議会事務局があたる。

#### 区民検討会議年度別会議開催数

| 20年度 | 21年度 | 22年度 | 合計  |
|------|------|------|-----|
| 14回  | 26回  | 19回  | 59回 |

## 5 条例制定に至るこれまでの取組みについて

平成19年

### ● 2月 自治基本条例制定の必要性

新宿区民会議の提言書などを踏まえて検討された基本構想審議会答申では、(仮称)自治基本条例制定の必要性が盛り込まれました。

区では、このことを受けて平成19年12月に策定された基本構想・総合計画に掲げる「自治の基本理念、基本原則の確立」に向けて、あしかけ4年にわたって、新宿区自治基本条例の制定に取り組んできました。

### ● 5月 自治・地方分権特別委員会

区議会に、自治・地方分権特別委員会及び自治基本条例検討小委員会を設置しました。

### ● 11月 検討連絡会議を設置

区長と区議会議長が自治基本条例制定に向けた協議を締結し、区(行政)と区議会が、自治基本条例の検討を行うための検討組織として検討連絡会議を共同設置しました。

区(行政)と区議会からなる検討連絡会議では、自治基本条例の検討にあたっての区民参加の方法を中心に議論がなされました。



検討連絡会議の様子

## 平成20年

- 5月 **地域懇談会の開催と区民検討委員の公募**  
区が自治基本条例制定に向けて取り組むことと、自治基本条例を検討するための区民検討組織である区民検討会議への公募委員の募集の周知を図るため、地域センターを中心に区内10箇所で地域懇談会を開催しました。  
(平成20年5月9日から6月30日までの間に10回開催)
- 7月 **区民検討会議の発足**  
公募委員16名と地区協議会、町会・自治会、NPOの団体推薦委員16名の計32名と学識経験者からなる区民検討会議が発足しました。

区民検討会議は発足から条例制定までに56回の会議を開催(月2〜3回程度の会議を開催、学識経験者、ファシリテータのサポート)



区民検討会議ワークショップ

## 平成21年

- 1月 **検討連絡会議に参加する区民代表委員6名を選出**  
区民検討会議から検討連絡会議に参加する区民代表委員6名が選出されました。
- 2月 **区民、議会、区(行政)の三者による検討連絡会議を開催**  
検討連絡会議は三者からそれぞれ6名と学識経験者1名の計19名で構成されて三者それぞれから提示された案をもとに条例骨子案の検討を行いました。

## 平成22年

- 1月 **中間報告会開催(1月30日)**  
これまでの検討連絡会議の検討経過とその内容について報告を行うため中間報告会を開催し、区民の皆様と意見交換を行いました。
- 7月 **検討連絡会議が条例骨子案作成**  
検討連絡会議において、区民・議会・区(行政)の三者案をもとに条例骨子案にまとめました。



自治基本条例中間報告会

- **6月～ 8月 区民アンケート、区民討議会、地域懇談会、パブリック・コメントの実施**  
 広く区民の意見を聞くために6月から8月にかけて区民アンケートや※区民討議会、地域懇談会、そして、条例骨子案に対するパブリック・コメントを開催しました。

|              |               |
|--------------|---------------|
| ・6月4日～25日    | 区民アンケートの実施    |
| ・6月19日・20日   | 区民討議会の開催      |
| ・8月3日・5日・7日  | 地域懇談会を3回開催    |
| ・7月14日～8月11日 | パブリック・コメントの実施 |

- **8月 検討連絡会議から区長及び区議会議長に条例素案を提出（8月26日）**

区民・議会・区（行政）の三者案をもとに条例骨子案にまとめるとともに、検討連絡会議は40回に及ぶ会議の開催を経て新宿区自治基本条例素案に取りまとめ、区長及び区議会議長に提出しました。



辻山座長から区長・議長へ条例素案の提出

- **10月 自治基本条例の制定（10月14日）**

検討連絡会議から提出された条例素案をもとに区は条例案を作成し、平成22年第3回区議会定例会で10月14日に可決制定されました。

- **11月 地域報告会を開催**

条例制定後、平成22年11月17日から12月18日の間で区内10箇所の地域センターで地域報告会（延べ218名参加）を開催いたしました。

#### 用語の解説

#### ※ 区民討議会

区民討議会は、無作為抽出した1,500名の区民の方を対象に参加者を募り、検討連絡会議で作成した「自治基本条例骨子案」を中心に設定した6つのテーマについて、6月19日（土）・20日（日）の2日間区民の皆さんに討議をしていただきました。

このような区民討議会の実施は、新宿区として初めての取組みです。これは、1970年代にドイツで始まった住民参加の手法「プラーヌクス・ツェレ」を参考に実施したもので、条例の制定過程でこの手法を取り入れた例はほとんどありません。

## 新宿区自治基本条例

(新宿区条例第43号)

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則(第1条―第4条)
- 第2章 区民(第5条・第6条)
- 第3章 議会等(第7条―第9条)
- 第4章 区長等(第10条―第13条)
- 第5章 区政運営の原則(第14条)
- 第6章 情報公開及び個人情報保護(第15条・第16条)
- 第7章 住民投票(第17条―第20条)
- 第8章 地域自治(第21条)
- 第9章 子どもの権利等(第22条)
- 第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等(第23条・第24条)
- 第11章 条例の見直し等(第25条)
- 附則

### 前 文

私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。

昭和22(1947)年に牛込、四谷、淀橋の3区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。

私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに暮らし、様々な目的を持った多くの人が集い、日々変貌を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています。

私たちの新宿区は、人々が営営として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴重な人材を輩出しています。

私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓く新しい文化の発信源として、進取の気風に富み、エネルギーに満ちたまちです。

こうした歴史的文化的遺産や地域の風土は、新宿区が持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです。

今、地域自治の時代を迎えようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開させることは、私たちに課せられた大きな使命です。

私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。

私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創り上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則並びに区民、新宿区議会(以下「議会」という。)及び新宿区長(以下「区長」という。)の責務等について定め、もって新宿区(以下「区」という。)の更なる自治の実現を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう。
- (2) 公共サービス 公共サービス基本法(平成21年法律第40号)第2条に規定する公共サービスをいう。
- (3) 区の行政機関 区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会及び新宿区監査委員をいう。
- (4) 職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職にある者及び同条第3項に規定する特別職にある者(議員を除く。)で区に勤務するもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和

31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員で区に勤務するもの

#### (基本理念)

第3条 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にする区政を行う。

2 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。

3 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。

#### (条例の位置付け)

第4条 区は、この条例を区における最高規範とし、他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例との整合性を図るものとする。

## 第2章 区民

#### (区民の権利)

第5条 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。

2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。

3 区民は、区政に参加する権利を有する。

4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

#### (区民の責務)

第6条 区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。

## 第3章 議会等

#### (議会の設置)

第7条 区に区民の代表機関として、議会を置く。

#### (議会の責務)

第8条 議会は、区民の代表機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視するものとする。

2 議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会活動の活性化に努めるものとする。

3 議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、その説明責任を果たすものとする。

#### (議員の責務)

第9条 議会の議員(以下「議員」という。)は、区民の代

表としてその権限及び責任を自覚して行動するものとする。

2 議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする。

## 第4章 区長等

#### (区長の設置)

第10条 区に区の代表として、区長を置く。

#### (区長の責務)

第11条 区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うものとする。

#### (区の行政機関の責務)

第12条 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。

2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。

#### (職員の責務)

第13条 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。

2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

## 第5章 区政運営の原則

#### (区政運営の原則)

第14条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。

2 区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。

3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。

4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。

5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提

供するものとする。

- 6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

## 第6章 情報公開及び個人情報保護

### (情報公開)

- 第15条 区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

### (個人情報保護)

- 第16条 区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

## 第7章 住民投票

### (住民投票)

- 第17条 区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための投票制度(以下「住民投票」という。)を設ける。

- 2 住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものとする。

### (住民投票の実施)

- 第18条 住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。

- (1) 前条第1項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。

- (2) 前条第1項に規定する事項について、議員の定数の12分の1以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

### (住民投票の実施の結果の尊重)

- 第19条 区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

### (条例への委任)

- 第20条 前3条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 第8章 地域自治

### (地域自治)

- 第21条 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。

- 2 区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。

- 4 地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。

## 第9章 子どもの権利等

### (子どもの権利等)

- 第22条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

## 第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等

### (国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力)

- 第23条 区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

### (国際社会との関係)

- 第24条 区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

## 第11章 条例の見直し等

### (条例の見直し等)

- 第25条 区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**新宿区自治基本条例ハンドブック**  
(日本語版)

平成24年3月発行  
(令和6年3月改訂)

編集・発行 新宿区 総合政策部企画政策課  
東京都新宿区歌舞伎町1-4-1  
電話 (03) 3209-1111

|                         |
|-------------------------|
| 印刷物作成番号<br>2023-34-2101 |
|-------------------------|

この印刷物は、業者委託により400部印刷製本しています。その経費として、1部あたり869円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。